

2025年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会 第2回 「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士(会)の役割を考える」 ～国の動向を見据えて～

日 時：2026年1月27日(火) 19:00～21:00

実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン形式

主 催：日本社会福祉士会 都道府県体制整備支援プロジェクトチーム

総合司会：池田 和枝(都道府県体制整備支援プロジェクトチーム 委員)

■ 開会挨拶

安藤 千晶(日本社会福祉士会 副会長)

■ 趣旨説明

谷川 ひとみ(都道府県体制整備支援プロジェクトチーム 委員)

■ 社会福祉士や都道府県社会福祉士会における権利擁護支援にかかわる地域への実践報告」

実践報告① 河野 岳洋 氏(宮崎県社会福祉士会)

実践報告② 宮間 恵美子 氏(千葉県社会福祉士会)

■ グループ発表・まとめ

星野 美子(日本社会福祉士会 参事)

■ まとめ・閉会挨拶

直木 慎吾(日本社会福祉士会 理事)

【本資料】

番号	資料	頁
1	本日の趣旨説明	2
2	実践報告① 資料	9
3	実践報告② 資料	32

2025年度 第2回
都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会

「地域の権利擁護体制を進めるための
社会福祉士（会）の役割を考える」
～国の動向を見据えて～

本会からの趣旨説明

都道府県体制整備支援プロジェクト委員

谷川 ひとみ

（福島県社会福祉士会 所属）

第二期成年後見制度利用促進計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

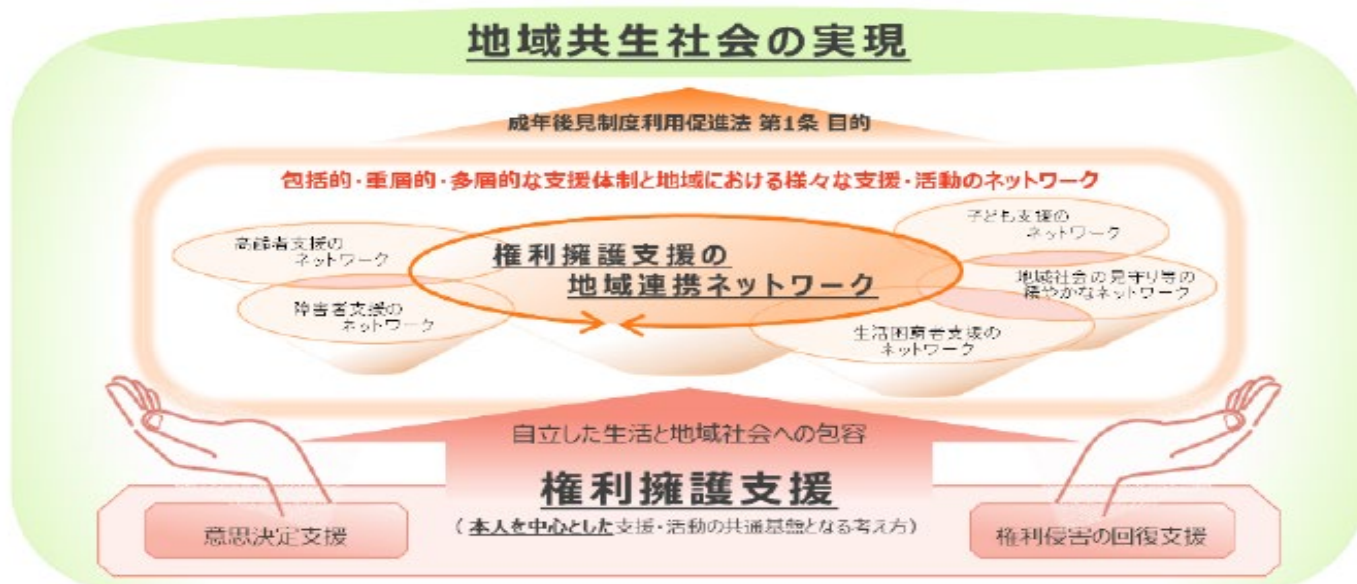
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来との関係を越えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復し支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

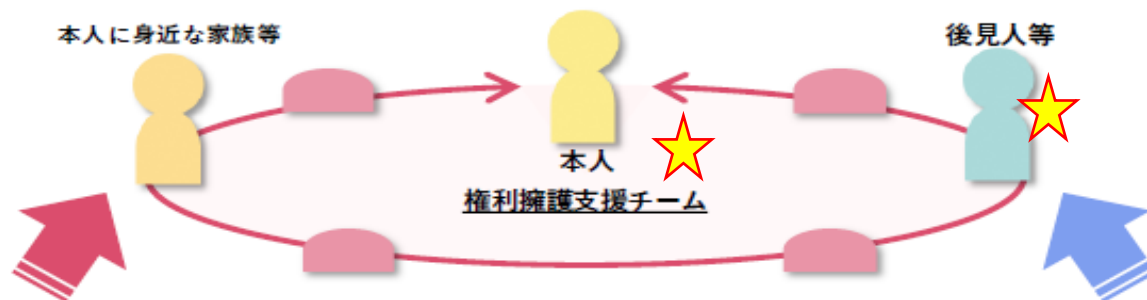


厚生労働省 成年後見制度利用促進室作成資料より転載

地域共生社会の実現や語られている理念・具体的実践は、制度化・法定化の如何に関わらず、社会福祉士として目指すべきことと合致している。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能



厚生労働省 成年後見制度利用促進室作成資料より

社会福祉士個人・社会福祉士会として地域連携ネットワークのいたるところに関係し、ネットワークの機能強化に係わるチャンネルは多数存在している。

日本社会福祉士会として、重要な協議の場に参加し、ソーシャルワーカーとしての立ち位置で意見表明を続けている。

- 法務省 法制審議会民法（成年後見等関係）部会
 - 厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議
 - 厚生労働省 社会保障審議会福祉部会
 - 全国社会福祉協議会 任意後見・補助・保佐等の
相談体制強化・広報事業運営委員会
- その他、外部専門職団体の理事や委員
厚労省補助金事業実施団体委員会への参画 等々

日本社会福祉士会独自事業：

「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」報告書 2025年3月

権利擁護センターぱあとなあ 後見委員会 都道府県体制整備支援プロジェクトとしての取組

2022年度権利擁護センターぱあとなあ後見委員会 都道府県体制整備支援プロジェクト立ち上げ

2023年度 都道府県士会体制整備支援連続勉強会

第1回勉強会（6/28）「権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における社会福祉士会の役割」

第2回勉強会（9/26）「国の検討状況の最新情報及び本会の見解」

第3回勉強会（11/22）「都道府県ぱあとなあにおける人材育成と体制整備について」

第4回勉強会（2024/3/5）「後見人等に関する苦情等への適切な対応（試行事業実施をふまえて）」

2024年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会

第1回（9/26）「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士の役割を考える」

第2回（12/12）「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士（会）の役割を考える」

第3回（公開セミナー）（2025/2/11）

「民事法制と社会福祉との一体的改革」法制審議会部長 山野目章夫 氏

2025年度

2025/07/23 「民法（成年後見等関係）改正における中間試案のポイント説明会」

2025/08/25 パブリックコメント募集に対して「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する意見」を日本士会として提出

※ プロジェクトとして意識したこと⇒

県士会ぱあとなあ所属会員のみならず、県士会理事を始め、各個人会員に対しても参加を呼び掛ける



民法改正・社会福祉法改正の大きな転換期の真っ只中。

私たち個人としての社会福祉士、
職能団体として社会福祉士会はこの
うねりの重要さを理解し、真に
求められている活動を実践できて
いるのだろうか？！

＝今回の勉強会で皆さんにお伝えしたいこと、
共に考えたいこと＝

2025年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会
第2回 「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士
（会）の役割を考える」

～国の動向を見据えて～

テーマ：「都道府県社会福祉士会における権利擁護支援
にかかわる地域への実践報告」



社会福祉士の個人としての実践や所属する社会福祉士会に
おける取組みを報告していただき、**私たちが地域において
どのような役割を担い、地域の実情に合わせてどの様に体
制を整備すべきかを共に考え、明日からの実践につなげて
行きましょう！**

【2025年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会 第2回】

**社会福祉士や都道府県社会福祉士会における
権利擁護支援にかかわる地域への実践報告**

もくじ

1. 宮崎県社会福祉士会と中核機関の連携強化のための取組み
2. 今後の取組みについて

令和8年 1月27日 (火)

宮崎県社会福祉士会 河野 岳洋

1. 宮崎県社会福祉士会と中核機関との 連携強化のための取組み



1. ぱあとなあ宮崎の運営・組織について

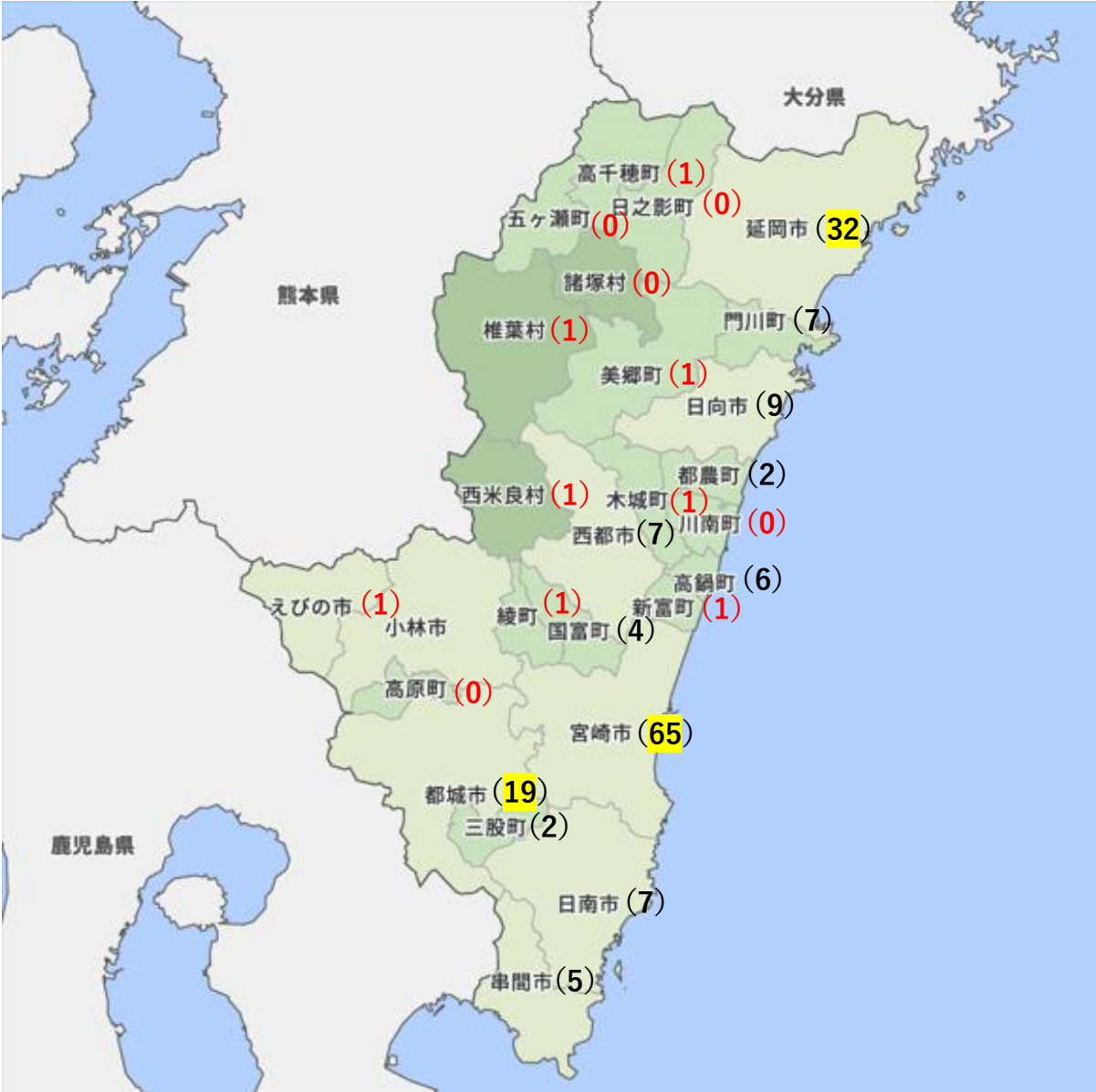
ぱあとなあ宮崎登録会員総数（R7.9月時）

184 名

令和6年度新規登録会員数 22 名

令和7年度新規登録会員数(見込) 16 名

地域ごとの会員数 (R7.11.30現在)



令和6年度の受任状況（R7.3月末現在）


受任件数（ 176 ）						返却件数（2）
後見	保佐	補助	任意後見	監督人	調整中	日向市
116	41	14	2	2	1	2

【類型ごとの受任総数】

後見（561件） **保佐（257件）** **補助（70件）**
後見監督（4件） **任意後見（17件）**

のべおか にしうすきけんりようこ
「延岡・西臼杵権利擁護センター」ってどんなところ？



 成年後見制度の利用促進や権利擁護を支援する機関です。

延岡・西臼杵権利擁護センターの主な業務

相談対応

地域住民や関係機関から成年後見制度などの権利擁護に関する相談を受け、支援していきます。



申立支援

成年後見制度を利用するときの手続きのサポートや、適した成年後見人等を探す支援をしています。



普及啓発・研修

成年後見制度や権利擁護への理解や利用の促進を目的とした講座や研修会を開催します。



後見人等サポート

親族の後見人を引き受けている方や、専門職後見人として初めて活動する方などからの相談を受け、スムーズな後見活動ができるよう支援しています。



地域連携ネットワーク運営

権利擁護にかかわる、司法・介護・障がい・医療などの機関が連携する体制づくりを進め、本人にとってのメリットが感じられる権利擁護支援を目指します。



じんくん

当センターは、延岡市と高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町からの委託を受けて活動しています。

「権利擁護」に関することで困った時は、ご連絡ください！

【開所時間】8:30～17:15 まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

電話番号：0982-20-4515

「権利擁護支援」とは

知的障がいや精神障がいなどで、判断能力が低下した方の権利を守り、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように支援することです。

3. 宮崎県社会福祉士会と県内の中核機関のつながり

【連携に関する協定書について】

目的	権利擁護支援体制の充実に向け、中核機関が業務を効果的に実施するために宮崎県社会福祉士会との連携について必要な事項を定める
内容	第1条 目的
	第2条 定義 ● 「専門職協力者登録名簿」について
	第3条 連携事項 ● 「 専門職協力者登録名簿 」の充実、 後見人等候補者受任調整、受任候補者調整会議の会員派遣 、会員の支援や資質向上など ● 具体的な推進方法、役割等に関しては別途協議 の上、取り決める ● 適宜、今後の推進方法に関する協議を行う
	第4条 有効期間
	第5条 協定の変更
	第6条 守秘義務
	第7条 個人情報の保護
	第8条 疑義等の解決

別紙1参照（延岡・西臼杵地域中核機関設置運營業務における連携に関する協定書）

※広域で整備されている県内の中核機関（委託）でも同様の協定書を締結

受任調整（マッチング）について

受任調整役の対応	中核機関の対応
<ul style="list-style-type: none">① ぱあとなあへ名簿登録② ぱあとなあ事務局より、各地域の受任調整役へメール送信（後見人等候補者の推薦依頼）を行い、受任調整役が調整を行う③ 受任調整役より、ぱあとなあ委員長・ぱあとなあ事務局・関係役員等へ連絡④ ぱあとなあ事務局より家裁、行政等へ回答（後見人等候補者の推薦）を行う⑤ 家庭裁判所より、後見人等へ審判書が届く（郵送）	<ul style="list-style-type: none">① 各中核機関に名簿登録② 各中核機関の受任調整会議後に、登録会員へメール送信（後見人等候補者の推薦依頼）を行う③ 「顔合わせ」を行う（本人、後見人等候補者、支援者などが参加） ※複数での後見人等候補者について④ 各中核機関より家裁、行政等へ回答（後見人等候補者の推薦）を行う⑤ 家庭裁判所より、後見人等へ審判書が届く（郵送）⑥ 審判確定後、「チーム会議」を行う（本人、後見人等、支援者など）⑦ 各中核機関ごとに受任調整状況をぱあとなあ事務局へ報告（毎月）⑧ ぱあとなあ定例会にて、受任調整状況（件数）の報告

◎複数での後見人等候補者の推薦について

①推薦依頼（家庭裁判所・行政）

②受任調整会議

- 会議出席者（弁護士・司法書士・行政書士・**社会福祉士**・行政・権利擁護センター）
- 検討内容（具体的な課題、予見される後見業務、後見人等候補者の職種の検討
リレーの必要性など）

③後見人等候補者の推薦依頼

（**ぱあとなあ会員**及び**ぱあとなあ会員が所属する法人後見**にも同時に依頼）

④「顔合わせ」（ZOOMも活用）

- 複数の後見人等候補者がいた場合、**複数で**顔合わせ実施

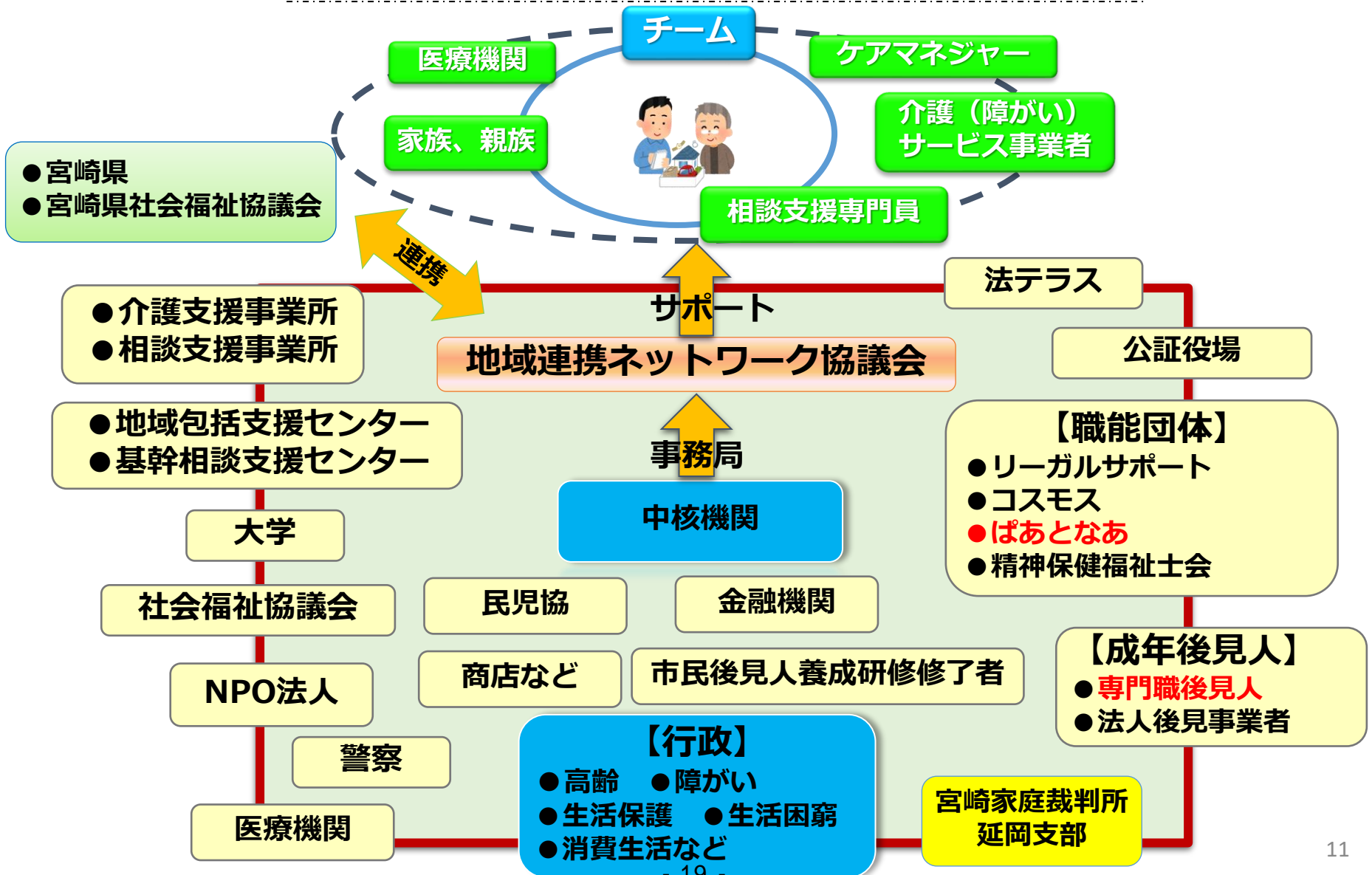
⑤依頼元へ推薦依頼の回答

- 複数の後見人等候補者がいた場合（下記①②の場合）は、依頼元へ**複数で回答**する
 - ①ぱあとなあ会員が複数いた場合
 - ②ぱあとなあ会員とぱあとなあ会員が所属する法人の両方が手を挙げた場合

⑥審判確定（後見人等選任）後、「チーム会議」を実施

地域連携ネットワーク協議会について

延岡・西臼杵地域連携ネットワークのイメージ



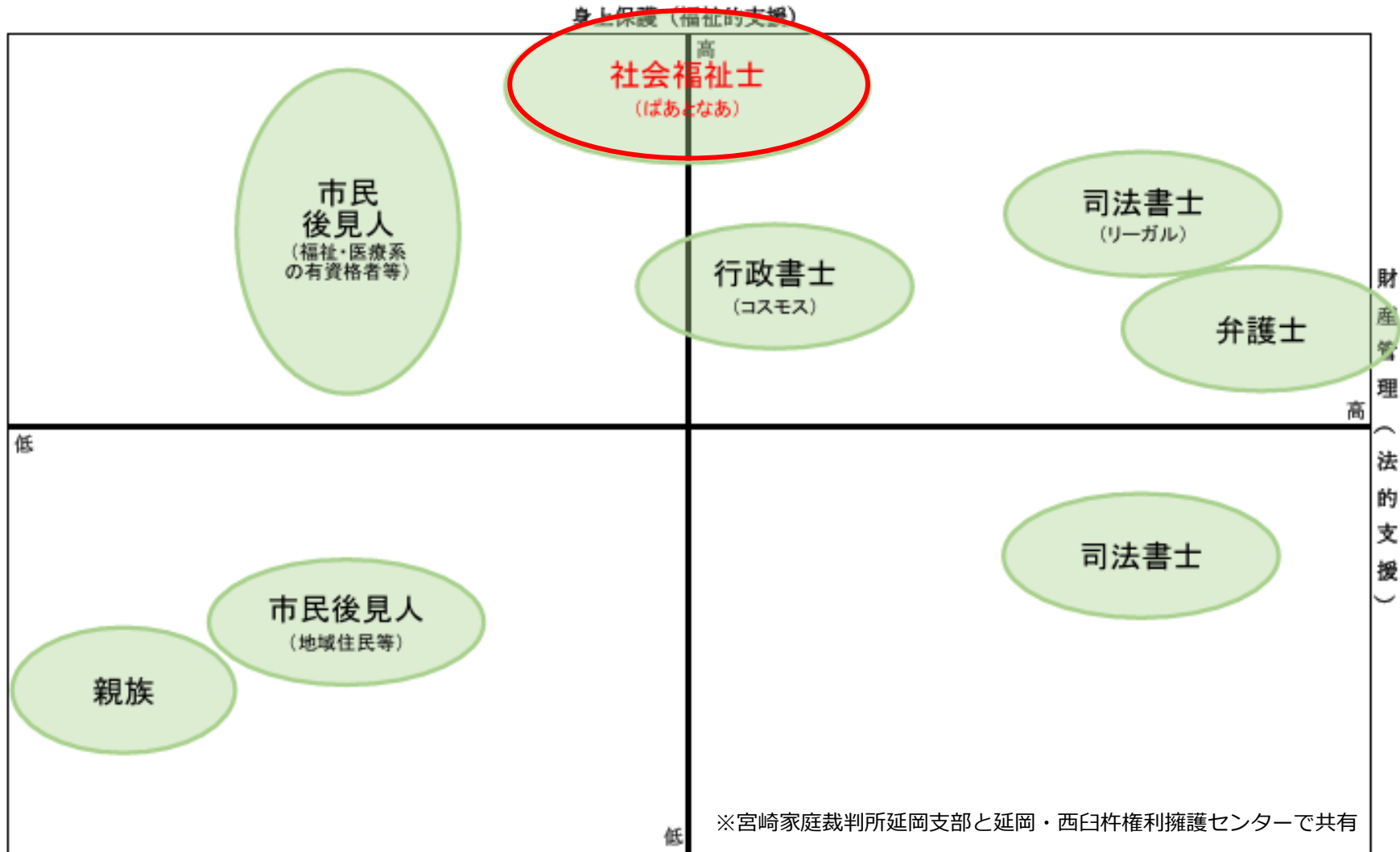
地域連携ネットワークにおいて「社会福祉士」に期待すること

専門職

専門性を活かした支援からフォローアップまで連携・実践する

- 身近な地域において、市民が抱える生活上の困りごと、特に権利擁護支援が必要となる課題においては法律・福祉等の専門性が必要であり、私たちはその解決に向けた知識やノウハウを有する立場であることから、時には**後見人等**として、時には**チームを後ろから支える役割として他職種連携を実践**し、本人との信頼関係の構築に努め本人の意思に基づく生活の実現を図っていきます。
- 個別支援への関わりだけでなく、**権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり**においても、**法律等の専門性を有する主体**として参画しています。

後見人等の専門領域イメージについて



※各士業の社会的地位を格付けしたものではない。各士業の**所属母体における後見業務にかかる研修・サポート態勢**及び各士業固有の**専門性と後見業務との親和性**を踏まえて作成したもの。

※法人後見については、所属スタッフの業種等によって位置付けが左右されることから記載していない。

後見人等候補者の選定イメージについて（一部抜粋）

職種	専門性を生かした想定業務 (身上保護・財産管理)
社会福祉士 (ぱあとなあ会員)	<ul style="list-style-type: none">➤ チームによる支援体制の構築・拡充➤ 累犯障がい者の地域定着支援に向けての要請➤ 同居親族等を含めた福祉的支援の実施➤ 多種多様な身上保護に関する課題への対応、専門的知識を要する身上保護事務➤ 高度な福祉的知識を活用したご本人対応

※宮崎家庭裁判所延岡支部と延岡・西臼杵権利擁護センターで共有

受任調整・中核機関支援部について（社会福祉士会）

【役割】

家裁、市町村等からの受任依頼の調整、**中核機関との受任調整連携、その他中核機関との連携**



【毎月のぱあとなあ定例会で意見交換】

- 1. 情報共有**（社会福祉士会・中核機関が共通認識で受任調整を行う）
- 各地域の受任調整のあり方等の**課題を共有**し、課題解決に向けて皆で**アイデアを出し合う！！**
- 中核機関で働く**社会福祉士をサポート**

2. 今後の取組みについて



1. より適した後見人等候補者の推薦について

本人の意向 (意思決定支援)

人的・物的環境整備
意思形成支援など

本人の課題や特性

多面的な視点でのアセスメント (申立書類+a)

チームの意見

チームで意思決定支援を重視

後見人等のスキル

後見業務における強み
(主観的視点)

中核機関の意見

「顔合わせ」の結果を踏まえた意見
(客観的視点)

社会福祉士会と中核機関のマッチング機能の強化！！

2. 中核機関職員としてスキルアップ

項目	具体的な内容
アセスメント (情報収集と課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 権利擁護支援のために包括的なアセスメントを行い、適切な見立てを行う（個別ケース、アンケート結果、聞き取り調査など）
ファシリテーション (推進力と支援力)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中核機関が主催する会議や研修会など（地域連携ネットワーク協議会や普及啓発・研修など）での進行管理 ➤ 地域で開催される会議（個別のケア会議等）でのサポート
マネジメント (調整・合意形成力)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の権利擁護支援や成年後見制度の利用促進の強化（司法・医療・行政・介護・障害・児童・金融機関・市民団体等との連携）
プレゼンテーション (資料の作成と発表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会議や研修など、様々な場面での発表（資料などの作成とプレゼンテーション）
政策形成 (制度と方針の理解)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 成年後見制度利用促進計画（事務局） ➤ 延岡市地域福祉計画・延岡市高齢者保健福祉懇話会・延岡市障がい者自立支援協議会・宮崎県北定住自立圏共生ビジョン（委員）

平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」P48を改変

成年後見制度利用支援事業について

令和7年4月以降、成年後見制度利用支援事業（報酬助成制度）で、後見報酬が全額貰えないケースが散見されている。

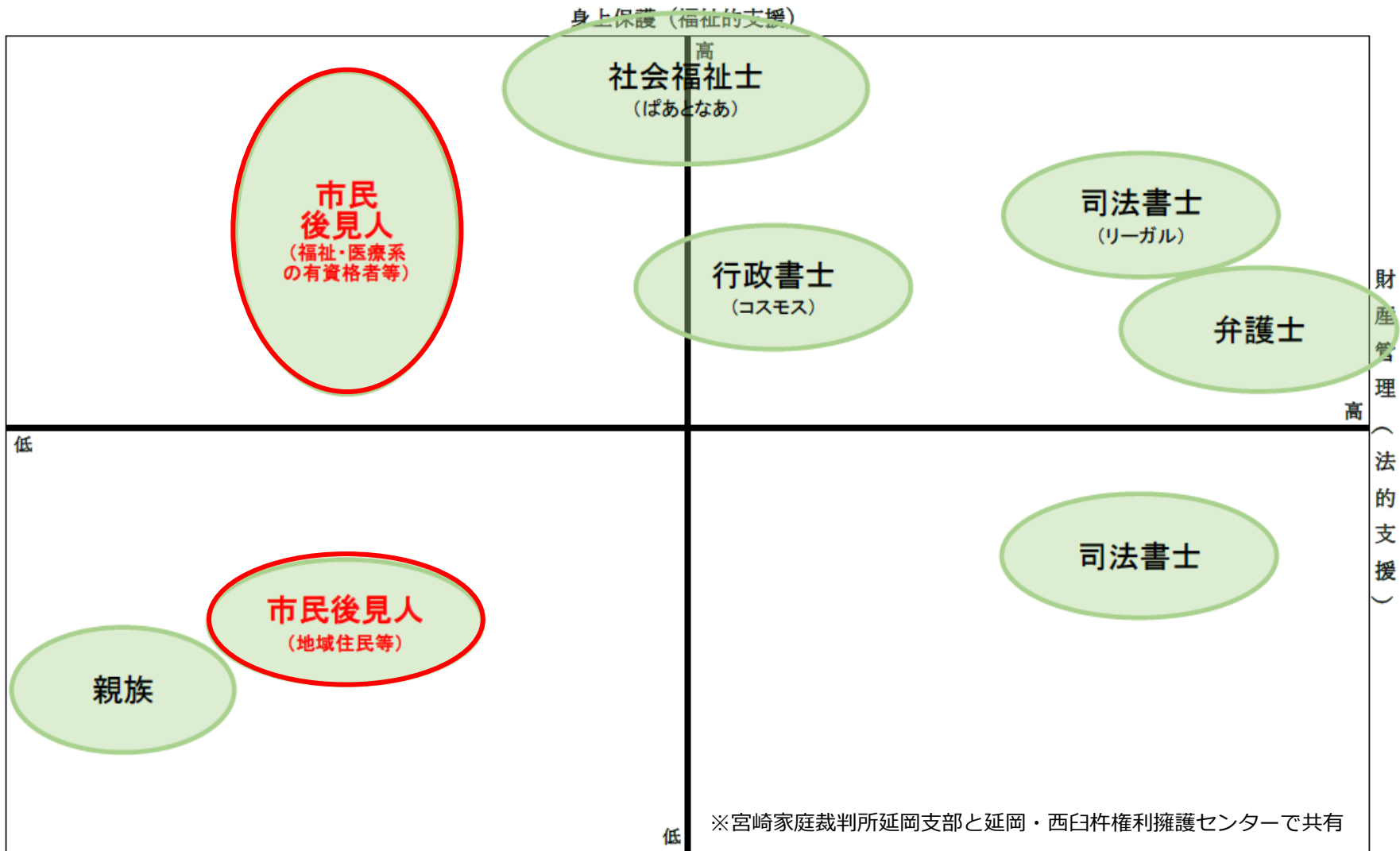
宮崎県社会福祉士会では、ぱあとなあ会員に下記項目のアンケート調査を行った。また、その調査結果を中核機関を通じて宮崎県や市町へ情報提供を行った。

【アンケート質問内容】

- ① 報酬審判額はいくらですか
- ② 助成の上限を超えた額はいくらですか
- ③ それを本人から徴収しましたか？
- ④ 徴収してない場合の理由
- ⑤ 徴収できない場合、その時の預貯金残高はいくら位でしたか
など

ソーシャルアクションが必要だと考えている！！

3. 市民後見人の活用について



※各士業の社会的地位を格付けしたものではない。各士業の**所属母体における後見業務にかかる研修・サポート態勢**及び各士業固有の**専門性と後見業務との親和性**を踏まえて作成したもの。
 ※法人後見については、所属スタッフの業種等によって位置付けが左右されることから記載していない。

延岡・西臼杵地域における市民後見人養成研修修了後から 後見活動までの流れ（イメージ図）

養成研修修了後、登録名簿へ登録（面談実施）

【概ね2年程度の下記
①～④の実務経験者】

- ① 法人後見支援
- ② 日常生活自立支援事業の生活支援員
- ③ 福祉・医療系の資格を有し福祉・医療の現場での相談業務
- ④ 親族後見人

市民後見人候補者

受任調整会議

推薦

家庭裁判所

決定

市民後見人

市民後見人+専門職（法人）監督人

延岡・西臼杵地域中核機関設置運営業務における連携に関する協定書

一般財団法人延岡市高齢者福祉協会（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県社会福祉士会（以下「乙」という。）は、延岡・西臼杵地域中核機関設置運営業務における連携について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、延岡市、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「関係市町」という。）における権利擁護支援体制の充実に向け、甲が関係市町から委託を受けて実施する延岡・西臼杵地域中核機関（以下「延岡・西臼杵権利擁護センター」という。）業務を効果的に実施するために甲と乙の連携について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において、「専門職協力者登録名簿」とは、延岡・西臼杵権利擁護センターが行う成年後見人等候補者受任調整・成年後見制度に関する情報提供を行うために専門職の氏名、連絡先その他の必要事項を記載する名簿のことをいう。

（連携事項）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携し、取り組む。

- (1) 専門職協力者登録名簿の作成及び充実に関すること。
- (2) 甲が行う後見人等候補者受任調整に関すること。
- (3) 甲が主催する受任候補者調整会議への乙の会員派遣に関すること。
- (4) 乙の権利擁護センターばあとなあ宮崎に所属している県北地区会員の後見人等の受任状況に関すること。
- (5) 乙の権利擁護センターばあとなあ宮崎に所属している県北地区会員の支援並びに更なる資質向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に規定する連携事項の具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 甲と乙は、連携して取り組んだ第1項の事項について、適宜、今後の推進方法に関する協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日からその属する年度の末日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から特段の申出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、本協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定期間中及び本協定終了後においても、本協定において互いに知り得た秘密については、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に遺漏・開示してはならない。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、本協定に関して取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、本協定に関して取得した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本協定の期間が終了した後も同様とする。

3 甲及び乙は、本協定に関して取得した個人情報を第3条第1項各号に定めた連携事項以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承認を得たときは、この限りでない。

(疑義等の解決)

第8条 本協定の内容に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙による協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

都道府県・自治体支援に向けた
連続勉強会第2回
実践報告

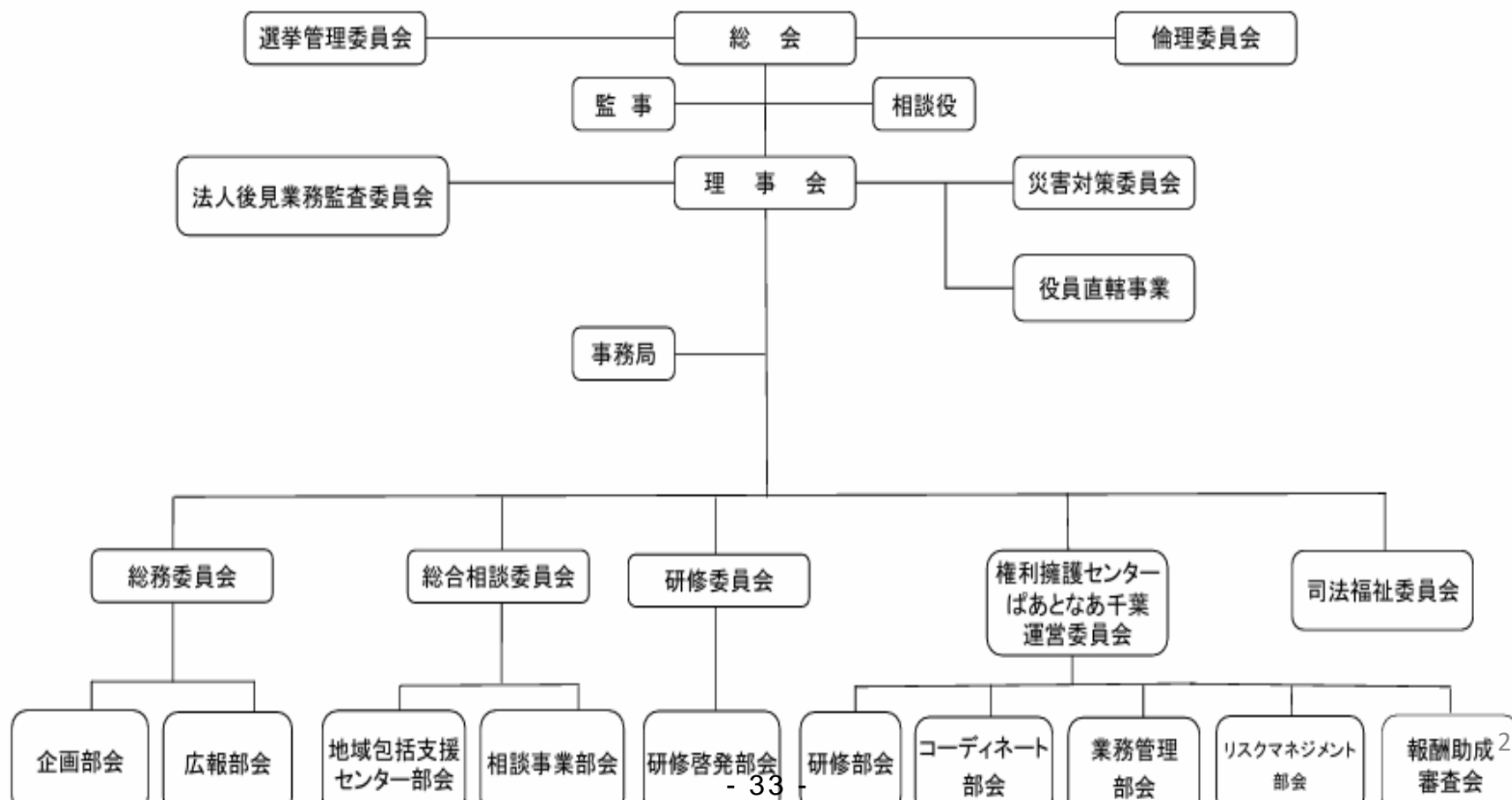
みやま社会福祉士合同事務所
宮間恵美子

行政で子ども、障がい、高齢、企画、市民自治、地域共生などを担当。
2021年4月社会福祉士事務所を開設し、成年後見や厚労省事業の受託、講師業などをしつつ、千葉県のスクールソーシャルワーカーとして勤務しております。
地域では、「支援者つながるカフェ」と称した支援者支援の活動をしています。

千葉県社会福祉士会の組織図

総合相談委員会とばあとなあ千葉に所属しています

一般社団法人千葉県社会福祉士会(組織図) (規程3号 組織規程 別紙)



県士会での活動

【総合相談委員会】

- 高齢者虐待防止研修の実施
- 高齢者虐待防止マニュアル改訂作業
- 高齢者虐待対応専門職チーム派遣

【ぱあとなあ千葉】

- 後見人等として活動

K-ねっとと専門相談員として活動

地域の権利擁護
支援体制づくり

に関するお困り事は

K-ねっと

※「権利擁護支援体制全国ネット」

- 研修通りに進めてもうまく
いかない…
- 先進事例を教えてほしい…
 - ○○との連携をどうしたら
よい？
 - 対応に困っている
ケースの助言がほしい。



ご相談
ください

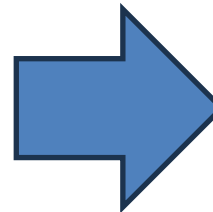
電話でもメールでも
お気軽にどうぞ!

専門相談員としての活動

- 成年後見制度に関する個別支援の相談対応
- 成年後見制度利用促進に関する相談対応
- 都道府県機能強化推進事業に参加

県士会・専門相談員の活動から 捉えていること

★ 他分野との連携協働の必要性
★ 地域資源の把握の必要性



県士会として...
分野超えた
総動員
の連携・対応が必要
では？

第2回「ふくしの福袋」 ～分野を超えて 横に広がり 縦に深まる スペシャルな一日～

日時：令和8年1月10日(土)

10:00～16:30 (受付 9:30)



場所：千葉県社会福祉センター 2階 研修室 A・B・C

(住所：千葉県千葉市中央千葉港 4-5) ※モノレール「市役所前」徒歩3分

内容

トークセッション今回は、「ふくしのあるある話」を楽しく企画！
現場の声・笑い・共感・気づきがギュッと詰まった福袋。
社会福祉士・支援者・多職種・学生…誰でも楽しめます。

参加費

無料！ 社会福祉士の会員でなくても参加可能です。

(開催後懇親会も開催！)



令和7年1月4日 第1回様子 「分野を超える」実践のお話、やりとりに大きな反響が！
今年はその続編！ さらに深く、さらに楽しい「ふくしの福袋」をお届けします。

申込方法

下記 URL または二次元コードから、お申し込みください。

<https://forms.gle/bC3ccefRitYKvnm88>



定員：200名 申込メ切：令和8年1月5日(月)

※定員に達した場合は早くメ切ることがあります

テーマ



ふくしの福袋 ～分野を超えて 横に広がり 縦に深まる～

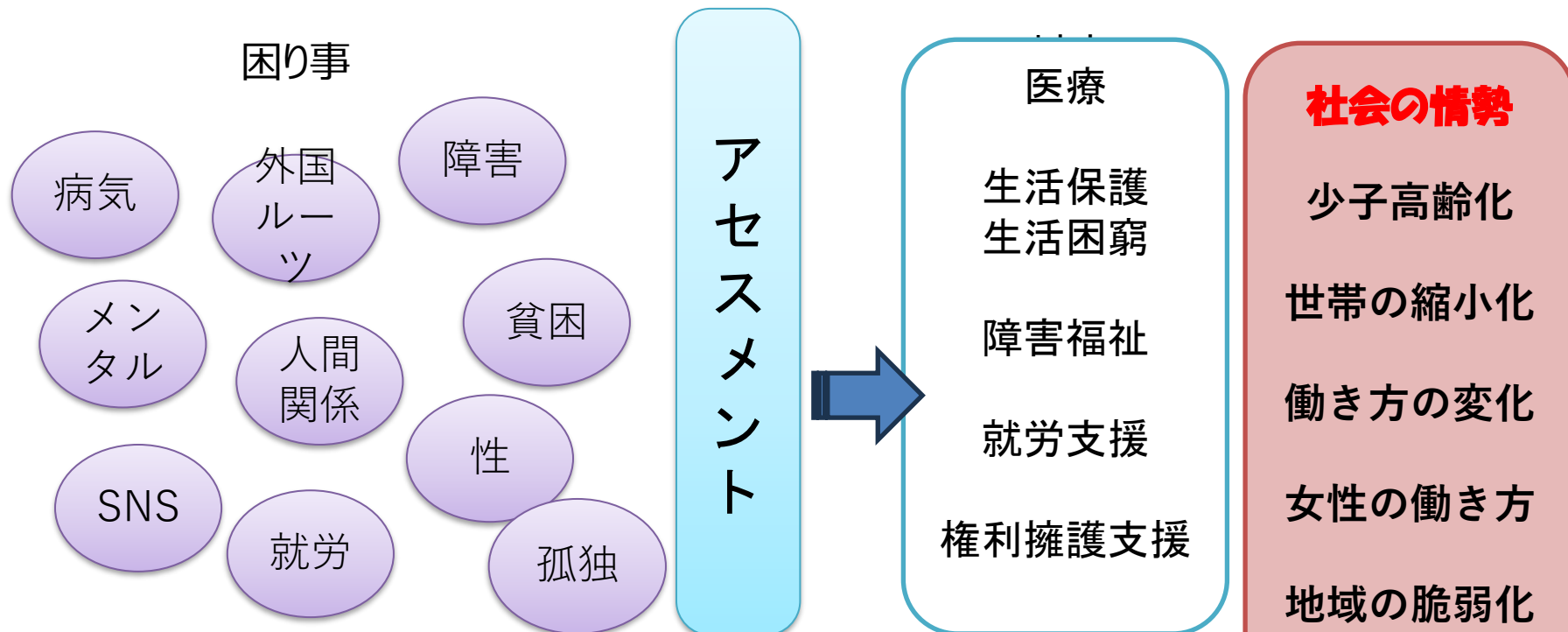
令和8年1月10日10:00～17:00 千葉県社会福祉センター(2階)

- ①課題別あるある 10:10～10:55
「〇〇な方との相談が多い私たちが
いつも気を付けていること」
- ②分野別あるある 11:00～11:45
「こんな相談が来たら、腕がなるぜ！」
- ③施設あるある 12:45～13:30
「得意(特異)なこと」と「地域と関わっている
現場のリアル」
- ④新規開拓あるある 13:35～14:20
「新たな社会資源との連携～何を大事に～」
- ☆ランチタイム☆ 11:45～12:45
「名刺交換」「情報発信」をぜひ
～横のつながりが広がる時間～
- ⑤司法福祉あるある 14:25～15:10
「どのような活動？
～法律とふくしのあいだにあるもの～」
- ⑥地域移行あるある 15:15～16:00
「スピード感の違いと意思決定支援」

千葉県社会福祉士会広報紙
「点と線」のイラストライター松本画伯の展覧会

ノベルティ、プレゼント企画あり!(^^)!

それぞれの活動から見えること・感じること 重層的支援体制の必要性



- 課題が複数あったらどうするのか？
- 対応するサービスがなかったらどうするのか？

- つながり続けるしかない 対応がある。
- ➡ 「見守り」「伴走」の言語化と価値の共有の必要性
- 地域力を活用する、新たな支援を創造するしかない対応がある。
- ➡ 「地域」に基盤を置いたソーシャルワークの必要性

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業




交通



地域共生をどう考えたか？

- 地域を基盤にする
 - ➡ 松戸市 15圏域
- 地域資源を循環させる
 - ➡ コラボ・協働の発想
- 地域から遠いところにいる人を地域に取り戻す
 - ➡ 伴走 多様で意外な出会いの創出
- 地域経済に関与していく
 - ➡ 介護・医療・福祉・地域づくり × 産業・企業



なんだか
WAKUWAKU
する

市役所から飛び出して
地域活動のスタート

支援者つながるカフェ

千葉県松戸市で活動する地域志向の医療福祉
専門職や支援者同士のエンパワメントの場か
らつながりを広げ、アイデアをみんなでアク
ションしていくネットワーク型コミュニティ



地域共生を考えるとトークイベントの開催

地域共生を熱く語る男たち

犬丸 ともり

松村 だいichi



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室 支援推進官

一般社団法人 Mi-Project
理事長

「地域でともに暮らす」を紐解く vol.3

～わたしらしく生きる・はたらくを考える会～

2024年9月29日(日)14時～16時
at まつど市民活動サポートセンター

生きる可能性を広げる人
加藤 さくら

はたらく可能性を広げる人
平田 智子



「地域でともに暮らす」を紐解く

2024年8月31日(土) 15時～17時 at M.A.D.center/FAN CLUB

重層事業を語り尽くす

まちづくりから見てる人
寺井 もとかず

国の人
犬丸 ともり

松戸の人
宮間 えみこ



「地域でともに暮らす」を紐解く vol.4

人と暮らしを彩る音楽と博物館が
まちに飛び出たら？

2024年11月23日(土)14時～16時
at 松戸商工会議所

音楽×まちに飛び出した人
益山 ゆき

博物館×まちを飛び出した人
齋藤 和輝



ビールフェスで相談の押し売りを展開

[松戸]

[銚子]

[牛久]

[北千住]

[柏]

[松戸]

[矢切]

[柏の葉]

松戸クラフトビールフェス with はしご酒

松戸を中心とした様々な醸造所が大集合！イベント会場で盛り上がった勢いで地元の居酒屋にはしご酒を楽しみましょう！

松戸駅西口デッキにて開催！ 小雨決行・荒天中止

〇開催日程
※当日の混雑状況によって入場制限を行う可能性があります。

前夜祭	11/1(金)	17:00-20:00	(入場無料 19:30まで)
DAY1	11/2(土)	11:00-20:00	(入場無料 19:30まで)
DAY2	11/3(日・祝)	11:00-20:00	(入場無料 19:30まで)
DAY3	11/4(月・祝)	11:00-17:00	(入場無料 16:30まで)

(DAY3は松戸にぎわいフェスタと同時開催) **松戸にぎわいフェスタ**

公式カップ：500円
クラフトビールご購入にはこちらの公式カップが必要となります
※5月実施時の公式カップは利用できません

本館に公式カップを届けたら
お土産グッズなど一部商品に使える200円分のチケット
をお渡しいたします
※5月実施時の公式カップご返納も対応いたします

本イベントは完全キャッシュレスでの実施となります

現金決済はできませんのでご了承ください

主催 松戸市
主管 松戸CB&Hフェス実行委員会
問い合わせ先 担当 林
h11.event.jimukyoku@gmail.com

松戸市中心市街地活性化
エリアマネジメントに協力・協出事業

支援者つながるカフェ

乾杯と相談はいかが？

ビールと フクシの まどぐち

**相談
無料**

11 / 2 (SAT)
17:00 - 19:00

11 / 4 (MON)
12:00 - 16:00

クラフトビール
「西成ライオットエール」
600円(tax in)

相談特典として
クラフトビール「西成ライオットエール」を
特別価格200円(税込) で購入できます

相談対応
福祉の専門職・実践者のコミュニティ「支援者つながるカフェ」メンバー

あなたに
 今日なんでもお呼びすれば
 良いですか？
 年代を教えてください
 お住まい
 例：30代
 例：松戸市内、

上記相談に関わる個人情報の連携団体共有

相談内容について（該当するものを○で選んで）

ご自身のこと	子どものこと	親のこと	配偶者
仕事のこと	子育てのこと	健康のこと	お金のこと
お金のこと	学校のこと	介護のこと	関係性のこと
健康のこと	健康のこと	老後の資金のこと	
なんとなく生きにくい...			

以下、スタッフ記入
 【対応者名：
 内容
 提供（何を：
 機関の紹介（どこを：

©2025 Mi-Project / 支援者つながるカフェ



アドカラーのミッション



気づかないうちにある潜在的な生活の問題（傷）に福祉を添える

- 「ビールが安くなる」、「食や酒の場に福祉専門職等がいる」ことで、福祉のハードルを超える
- 支援者こそ“あそび”を。食と酒の場で日常に色を添える

「はたらく」可能性を拓く

- 若者やはたらくことに自信をつけたい人の可能性を拓き、場を通じて、まちと人とつながり、その日常に色を添える



Add Color



水曜日 17時～21時

**HIRATAYA
STAND**



土曜日 11時～14時

俺の魯肉飯



ケア職・支援者による日替わりコンセプト酒場



看板クラフトビール（開店当初）
『西成ライオットエール』
福祉等に関する相談をすれば
1本目のみ200円割引の
300円で飲める



さらに、オリジナルブランド
「松戸アドカラーエール」の
販売・提供が実現。



はたらくのデザイン

アドカラー
Add Color

はたらく：有償ボランティア（実質の交通費支給）

①調理補助

- ・ルーロー飯の仕込み
- ・餃子の仕込み
- ・ヒラタヤスタンドの仕込み



②開店準備、店内掃除、物品整理整頓

③松戸ビール：ラベルデザイン（高校生）

④内職（予定）

- ・松戸ビール：ラベル貼り
- ・新聞紙エコバックづくり



精神障害のある人、若年性認知症
のある人、高校生

実験的店舗は8月下旬に閉店・やってみた結果

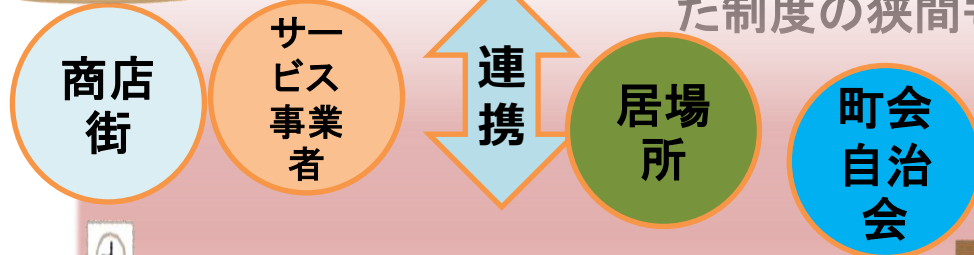
- 就労支援の場ではない、就労支援という言葉を使わない関係性の中に、それぞれが「はたらく」を考えさせられる。
公的支援や専門性への強烈な問題提起
- 関係性に働きかけるといふ福祉職が本来やるべきことができる。
- 支援者が元気になる。支援者という仮面を外し、ひとりの人間性で当事者と関わる喜びや真の対等性を学ぶ。支援者支援という側面。
- 気がつくで紹介されたといつて、当事者やその保護者がやってくる。就労体験をしながら、お母さんは日本酒を飲む。

地域を知ることの重要性



ソーシャルワーカー

ネットワーク・人とのつながりを活用した制度の狭間も埋める個別支援



世帯が暮らす地域



課題の背景・要因

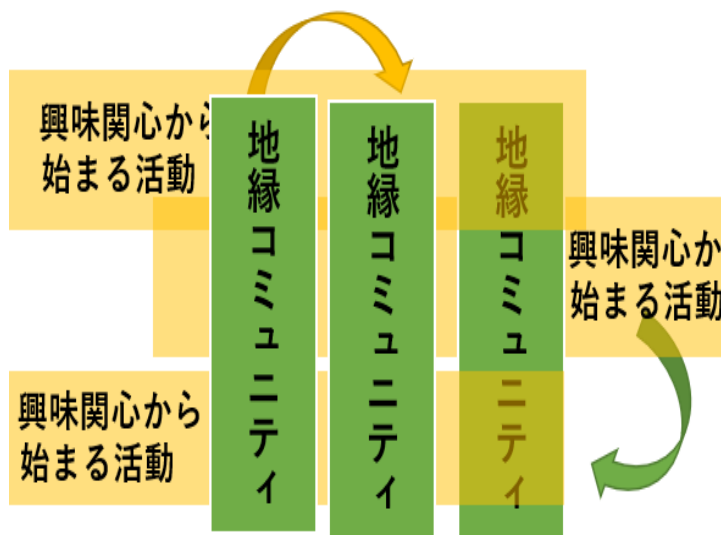
初期相談の主訴



ソーシャルワーカー

既存の制度やサービスの活用調整

互いが
頼れる相手として



ソーシャルワーカーとして 大切にしたいこと

- 生活者としての自分を知ること
- 地域を知ること
- 相手の話をどう聞いて、どのように関係性を作るのが肝
- 何処でどの場面で専門性を発揮するのか
- 協働、連携のお作法

ご清聴ありがとう
ございました

結局、バイステック！！